熊本県公報

号外　第７０号
令和２年(2020年)
12月22日(火)
(毎週　火・金発行)

目　次

条　　例
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）　2
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例……（財政課）　2
○熊本県犯罪被害者等支援条例……（くらしの安全推進課）　2
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……（企業立地課）　4

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
(1)　火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受けの許可等に関する事務（別表第１３号関係）
移譲先：菊池市、合志市、大津町、菊陽町
(2)　農地法に基づく事務のうち、農地転用の許可等に関する事務（別表第１７号関係）
移譲先：荒尾市、阿蘇市
２　この条例は、令和３年４月１日から施行することとした。
３　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

１　家畜改良増殖法施行規則の一部改正を踏まえ、新たに手数料を設けることとした。
家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料　１，７００円
家畜人工授精所開設許可証再交付手数料　１，７００円
２　家畜改良増殖法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第２条関係）
３　この条例は、公布の日から施行することとした。
４　手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第２項関係）

◇熊本県犯罪被害者等支援条例

１　目的について定めることとした。（第１条関係）
２　用語の定義について定めることとした。（第２条関係）
３　基本理念について定めることとした。（第３条関係）
４　県の責務について定めることとした。（第４条関係）
５　市町村への協力について定めることとした。（第５条関係）
６　県民の責務について定めることとした。（第６条関係）
７　事業者の責務について定めることとした。（第７条関係）
８　民間支援団体の役割について定めることとした。（第８条関係）
９　犯罪被害者等支援に関する指針の策定について定めることとした。（第９条関係）
10　犯罪被害者等支援に関する基本的な施策について定めることとした。（第１０条－第２２条関係）
11　犯罪被害者等支援の推進体制等について定めることとした。（第２３条関係）
12　財政上の措置について定めることとした。（第２４条関係）
13　この条例は、公布の日から施行することとした。
14　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

１　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
(1)　熊本県工場等設置奨励条例（第３条関係）【第１条】
(2)　熊本県税特別措置条例（第１条、第４条の１３、第５条関係）【第２条】
２　この条例は、公布の日から施行することとした。

条　　例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年１２月２２日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５３号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年熊本県条例第５８号）の一部を次のように改正する。

別表第１３号市町村等の欄中「山鹿市」の次に「、菊池市」を加え、「宇城市、美里町」を「宇城市、合志市、美里町」に改め、「長洲町」の次に「、大津町、菊陽町」を加え、同表第１７号市町村等の欄中「人吉市」の次に「、荒尾市」を、「宇城市」の次に「、阿蘇市」を加える。

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年１２月２２日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５４号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成１２年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２３５号及び第２３６号中「第３２条」を「第２３条」に改め、同号の次に次の２号を加える。

(236) の2　家畜改良増殖法施行規則第３８条第１項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付

家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料　１，７００円

(236) の3　家畜改良増殖法施行規則第３９条第１項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付

家畜人工授精所開設許可証再交付手数料　１，７００円

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　熊本県収入証紙条例（昭和３９年熊本県条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１手数料の項第２２４号の次に次の２号を加える。

224 の２　家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料

224 の３　家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

熊本県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和２年１２月２２日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５５号

熊本県犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2)　犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(3)　犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

(4)　二次被害　犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(5)　民間支援団体　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和５５年法律第３６号）第２３条第１項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第３条　全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

２　犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

３　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に規定する基本理念（第６条から第８条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体との連携を図るものとする。

（市町村への協力）

第５条　県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

（県民の責務）

第６条　県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、事業活動に伴う二次被害の防止及び従業員である犯罪被害者等の就労について十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（民間支援団体の役割）

第８条　民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（犯罪被害者等支援に関する指針）

第９条　県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下この条及び附則第２項において「支援指針」という。）を定めるものとする。

２　支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2)　犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

(3)　その他犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

３　知事は、支援指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

４　前項の規定は、支援指針の変更について準用する。

（相談及び情報の提供）

第１０条　県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の請求に関する情報の提供）

第１１条　県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、損害賠償の請求に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第１２条　県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第１３条　県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第１４条　県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）
第１５条　県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（熊本県営住宅条例（昭和３５年熊本県条例第１１号）第２条第１号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。
（雇用の安定）
第１６条　県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
（刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供）
第１７条　県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
（保護又は捜査の過程における配慮）
第１８条　県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。
（未成年者への配慮）
第１９条　県は、犯罪被害者等が未成年者であるときは、その心情に十分な配慮がなされ、当該犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。
（県民の理解の増進）
第２０条　県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、並びに二次被害の防止を図るため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
（人材の育成）
第２１条　県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。
（民間支援団体による活動の促進）
第２２条　県は、民間支援団体の活動を促進するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
（犯罪被害者等支援の推進体制等）
第２３条　県は、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。
２　県は、県内において犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、必要な緊急の支援を実施するものとする。
（財政上の措置）
第２４条　県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
附　則
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の際現に県が定めている犯罪被害者等支援に関する指針であって第９条第２項各号に掲げる事項を定めたものは、同条第１項の規定により定められた支援指針とみなす。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和２年１２月２２日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５６号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
（熊本県工場等設置奨励条例の一部改正）
第１条　熊本県工場等設置奨励条例（昭和３９年熊本県条例第６号）の一部を次のように改正する。
第３条第１項第４号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。
（熊本県税特別措置条例の一部改正）
第２条　熊本県税特別措置条例（昭和３９年熊本県条例第５号）の一部を次のように改正する。
第１条中「第２４条」を「第２５条」に改める。
第４条の１３第１項中「第２４条」を「第２５条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。
第５条中「第２５条」を「第２６条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。